

## 相続と介護の状況

- 当研究所「相続と財産に関する調査」報告書（2015年6月26日）から -

笹木 恭平 生活設計研究部 研究員

萩行 さとみ 生活設計研究部 研究員

### 【要旨】

#### ■ 【相続の状況】

- ① 当研究所では、東京家政学院大学の上村協子教授を座長とした「女性の相続と財産に関する研究会」を発足し、2015年3月に全国の40代から60代の男女4,800名を対象に「相続と財産に関する調査」を実施した。
- ② 父母から相続した資産では、不動産を相続する割合が男性の方が女性より高く、また父からの一次相続の方が母からの二次相続より不動産を相続する割合が高い結果となった。
- ③ 一次相続で、相続した金融資産の額は「300万円未満」が過半数を占めている。二次相続では、300万円以上の割合がやや高くなっている。

#### ■ 【介護と相続】

- ① 相続が発生した時、被相続人である父が要介護だった割合は20.8%、母は29.6%。介護期間は3年以内と回答した割合は父の場合が6割に対し、母の場合は5割と母の介護期間の方がやや長くなる傾向にある。
- ② 父の介護者は、子の数に関係なく、母が主な介護者になっている。母の介護になると子の数や性別に応じて多様なパターンが見られ、男性の場合、「姉や妹のいる長男」では姉や妹が介護をし、「弟のみいる長男」では長男の嫁が介護をしている。「男性の一人っ子」の場合、他の兄弟姉妹がいる場合と比べて「あなた（回答者自身）」が携わっている割合が42.0%と高いのが特徴的である。
- ③ 要介護の父母が亡くなった時に「最も多く遺産を相続できた人」を見ると、一次相続では主な介護者であった母が最も多くを相続しているが、二次相続では長男・長女への相続が中心ではあるものの多様なパターンが見られた。
- ④ 「相続がスムーズに進んだか」について、介護期間別に見ると、父の介護が10年以上の場合、「揉めた」ケースが17.1%と目立つ結果となった。

#### ■ 【相続法制改正に向けて】

### はじめに

当研究所では、東京家政学院大学の上村協子教授を座長とした「女性の相続と財産に関する研究会」を発足し、2015年3月に全国の40代から60代の男女4,800名を対象にインターネットによる「相続と財産に関する調査」を実施した。この調査は、相続に関する意識や実態を浮き彫りにすることを目的としている。

本稿では今回の調査結果のうち、主に性別や介護への貢献による父母からの相続（義父母からの遺贈含む）の状況を示したい。そして、現行の相続法制にどのような課題があるかを考察したい。

## I アンケート調査結果に見る相続の実態

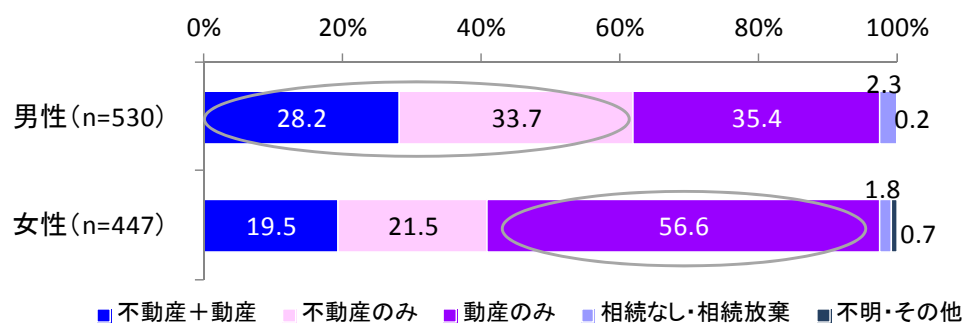
### 1. 相続の状況

#### (1) 一次相続と二次相続

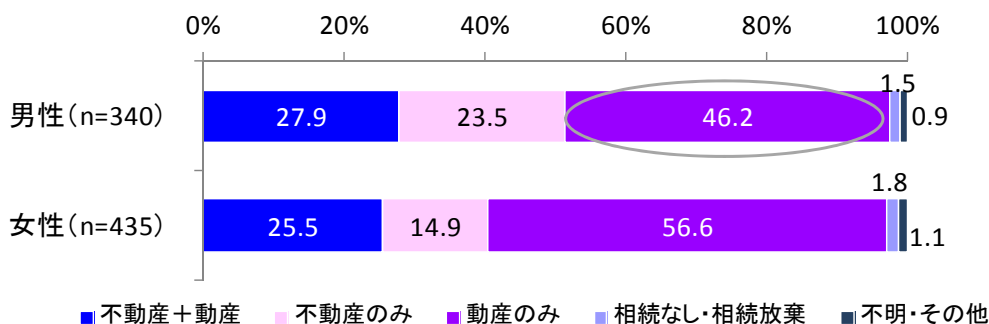
父および母から相続経験のある者を対象に、どのような資産を相続したかを訊ねたところ、結果は下記の通りとなった（図表1）。なお、父からの相続のうち、母の生存中に受けたものを一次相続、父が亡くなった後に母からの相続を受けたものを二次相続と設定している。

図表1 父および母から相続したもの

【一次相続（母の生存中に、父から相続したもの）】



【二次相続（既に父が亡くなっている人が、母から相続したもの）】



出所：明治安田生活福祉研究所・女性の相続と財産に関する研究会「相続と財産に関する調査」報告書（2015年6月26日）をもとに作成（以下、図表11まで同じ。）

一次相続では、男性の61.9%が不動産（「不動産+動産」＋「不動産のみ」）を相続しているのに対し女性は41.0%となっており、また「動産のみ」を相続した者の割合が男性は35.4%であるのに対し女性は56.6%と半数を超えている。このように父から男性への相続では不動産が多く相続され、女性への相続は金融資産をはじめとした動産が中

心となっている。一次相続では母への相続が中心となり、女性相続人へは父の形見分け的に動産を配分していることも考えられる。

二次相続では、一次相続に比べて男性が不動産を相続した割合が 10.5%減っており、「動産のみ」を相続したと回答した割合が 10.8%高くなっている。これは、一次相続の段階で子への不動産相続を既に行っている場合があることや、父亡き後に自宅を売却して老人ホームなどの施設に入居するケースがあることから、母の不動産所有比率が低いと推測される。

## (2) 父母から相続した金融資産のおおよその金額

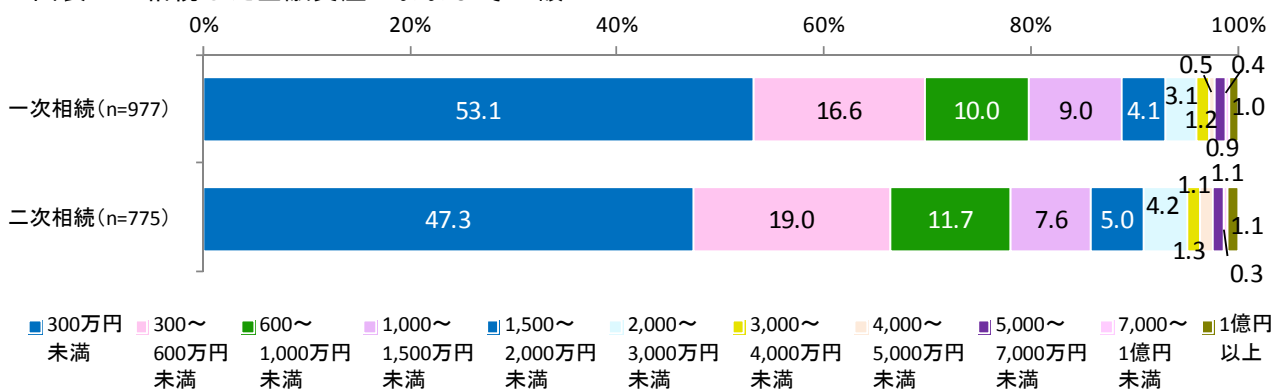
父および母から金融資産を相続したと回答のあった者を対象に、相続した金融資産のおおよその金額を訊ねた（図表 2）。

一次相続（母の生存中に、父から相続したもの）では、金融資産の額「300 万円未満」が 53.1%と過半数を占めており、600 万円未満では 69.7%となっている。

二次相続（既に父が亡くなっている人が、母から相続したもの）では、一次相続に対して相続した金融資産の額が若干高くなっている。

一次相続では母を中心とした相続配分となっていることが多いと思われるが、二次相続時には、父からの相続財産を母が減少させていることが多いと考えられるものの、子が相続の中心となるため、相続額すべてを子ども達で配分していることが原因のひとつと推測される。

図表 2 相続した金融資産のおおよその額



## (3) 相続放棄の状況

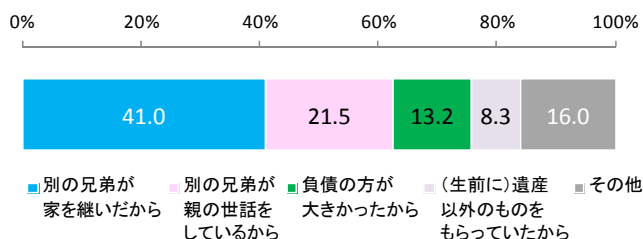
次に、相続放棄の状況を見てみる。全回答者 4,800 人のうち、相続放棄の経験がある人は、1,161 人（法的な「相続放棄」をしたことがある…576 人、遺産分割の際に「いない」と権利を放棄したことがある…585 人）であった。相続放棄した理由としては、「別の兄弟が家を継いだから」（41.0%）が最も多く、次いで、「別の兄弟が親の世話をしているから」（21.5%）、「負債の方が大きかったから」（13.2%）となっている（図表 3）。

「家意識の希薄化」が進展していると言われる中で、「家を継ぐ」あるいは「親の世

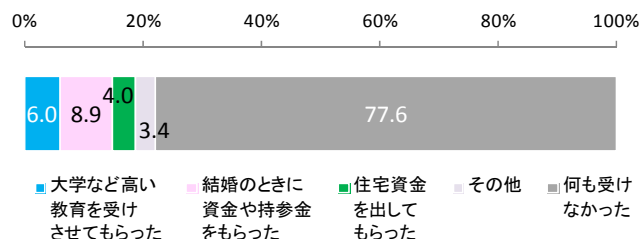
話」という意識が根強く残っていることがうかがわれて興味深い。

また、相続放棄をした代わりに、何か受け取ったかを訊いてみたところ、約2割が生前に結婚・教育・住宅購入にかかる資金を受けたことを挙げている（図表4）。

図表3 相続放棄した理由



図表4 相続放棄した代わりに受けたもの

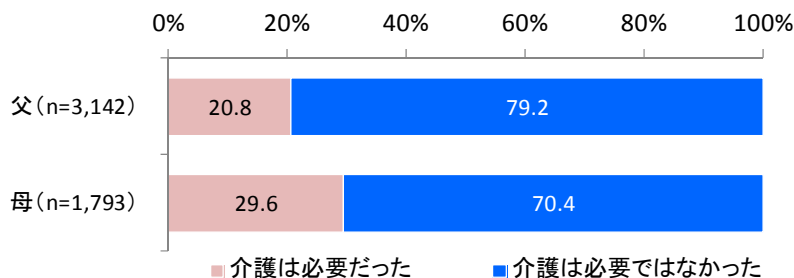


## 2. 介護と相続

### (1) 両親の介護の有無と介護期間

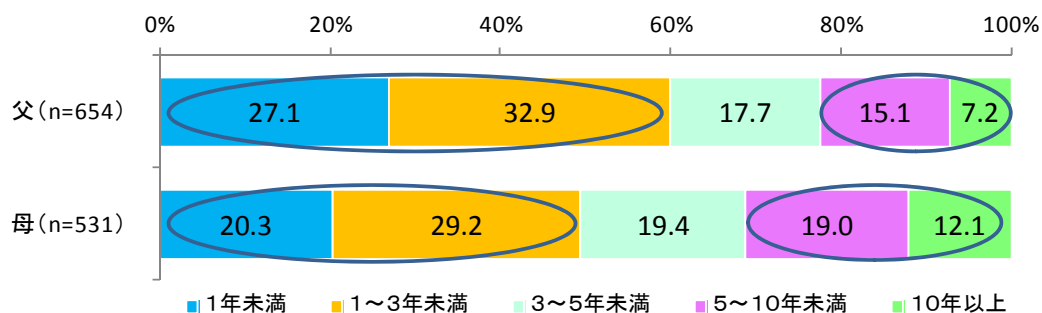
父母が亡くなる直前に介護が必要であったかどうかを訊ねた（図表5）。調査回答者4,800人のうち約7割にあたる3,142名の父は既に亡くなっており、うち20.8%で介護が必要であった。また、約3割にあたる1,793名の回答者の母が既に亡くなっており、うち29.6%で介護が必要であった。

図表5 父および母が亡くなる直前に介護が必要だったか



既に亡くなった父母の介護に要した期間をしてみる。介護期間が3年以内と回答している割合は父の場合が6割に対し、母の場合は5割とやや母の介護期間の方が長くなる傾向にある。介護期間が5年以上と長期にわたるケースも、父が2割強に対し、母は3割強となっている（図表6）。一般的に、女性の方が男性よりも長生きすることが、介護を長期化させている要因のひとつと推測できる。

図表6 既に亡くなった父母の介護期間



## (2) 両親の主な介護者と介護を受けた場所

父母の介護が必要だったケースについて、主な介護者は誰だったのかを兄弟姉妹構成別に表してみる（図表7）。

父を主に介護していた人は、男女ともに「母」が半数を超えている。次いで、その子ども（「あなた（回答者自身）」、「あなたの兄弟姉妹」）が多くなっている。

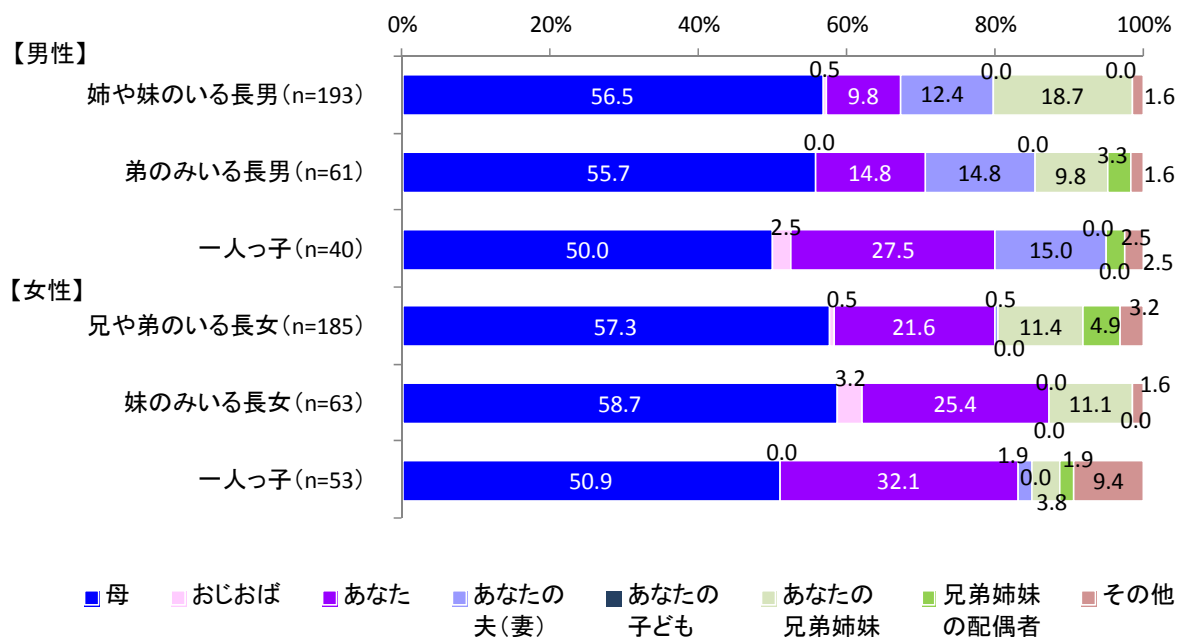
男性の場合は回答者の妻（父から見て嫁にあたる）も介護に携わっているケースが多く、「姉や妹のいる長男」では、姉や妹が介護をしていることが多いことが分かる。

一方、母の介護では、子ども（「あなた（回答者自身）」、「あなたの兄弟姉妹」）による介護が多いが、父の介護に比べて多様なパターンが見られる。男性の場合、「姉や妹のいる長男」では姉や妹が介護をし、「弟のみいる長男」では長男の嫁が介護をしているケースが多い。特徴的なのは、「男性の一人っ子」の場合、他の「姉や妹のいる長男」や「弟のみいる長男」と比べて「あなた（回答者自身）」が主な介護者である割合が42.0%と際立って高くなっている点である。

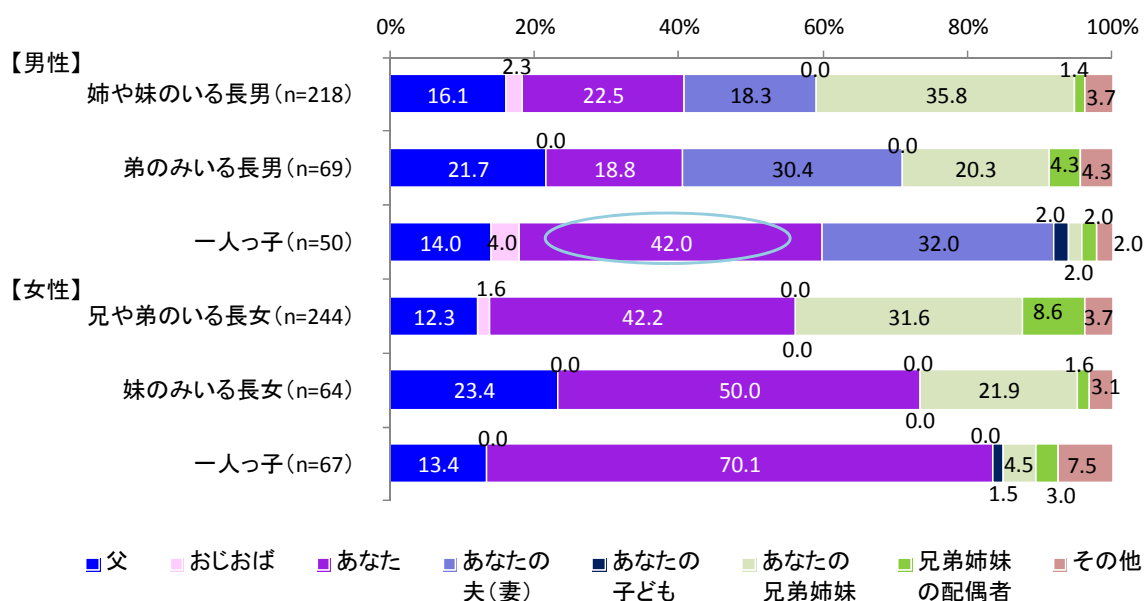
女性に注目すると、いずれのケースでも、長女である「あなた（回答者自身）」が主に母の介護に携わっている割合が最も高くなっており、特に一人っ子では、7割にも達する。これらのデータから、介護が「女性に多く依存している」実態を見ることが出来る。

図表7 主に介護していた人

《父を主に介護していた人》

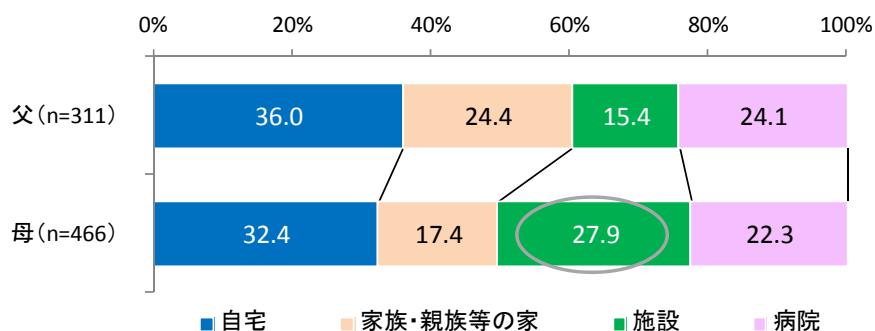


《母を主に介護していた人》



また、両親がどこで介護を受けていたかを見てみると、父は「自宅」が36.0%、「家族・親族等の家」が24.4%となっており、施設の割合は15.4%と少数派である。母の介護も同じく「自宅」での介護が一番多いが、施設の割合が27.9%と父よりも12.5ポイントも高くなっており、父の介護に比べて、居宅介護の割合が低くなっている様子がうかがえる（図表8）。

図表8 両親が介護を受けた場所



(3) 多くの遺産を相続できたのは誰か

父母を介護した人の中で、最も多くの遺産を相続できた人の結果を兄弟姉妹構成別に見てみる。

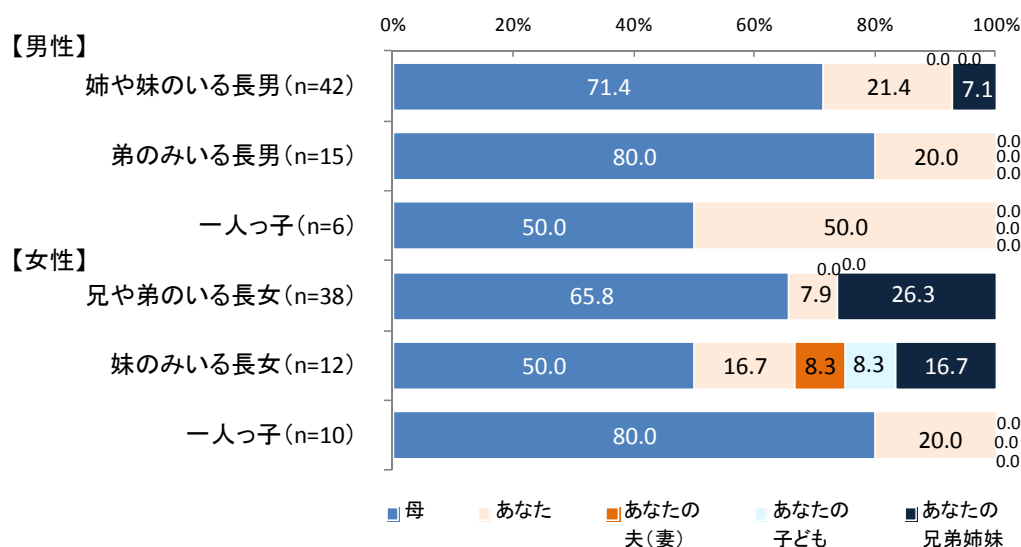
まず、一次相続では、最も多く遺産を相続できたのは主に介護をした「母」であり、このことは法定相続分が高いことから当然と言える。「男性の一人っ子」の場合では、法定相続分通り、「母」と「あなた（回答者自身）」がほぼ同じ割合で相続できている状況が見られた（図表9）。また、男性の場合は他の兄弟姉妹よりも「長男」がより多く

の遺産を相続できているが、女性の場合は兄や弟がいた場合には「長女」よりも兄や弟がより多く相続できている。

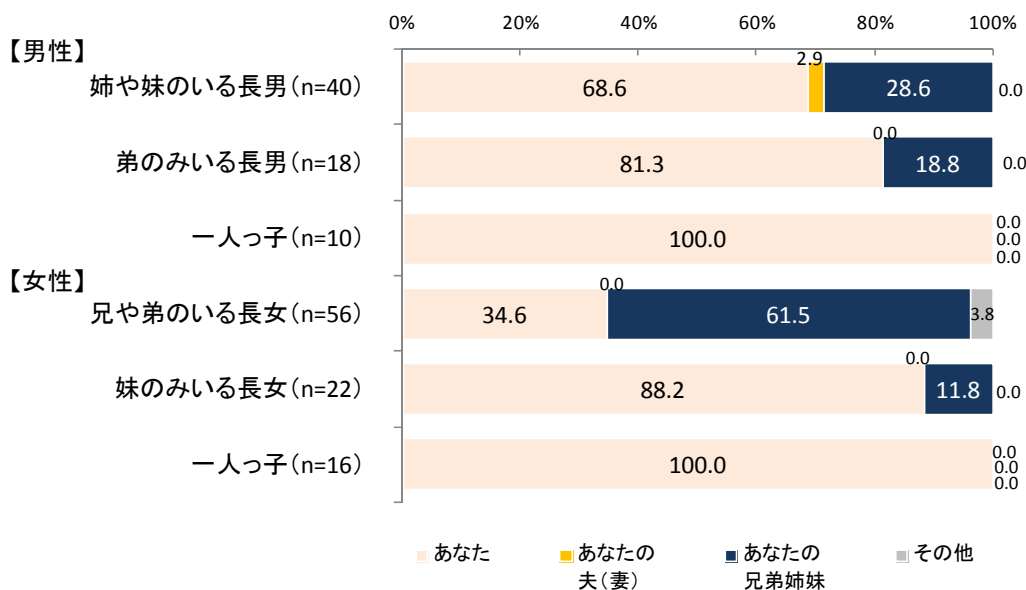
一方、二次相続では、どの兄弟構成であっても、「父」からの一次相続に比べ、長男や長女である「あなた（回答者自身）」がより多く遺産を受け取れている。特に、「男性の一人っ子」、「女性の一人っ子」では 100%となっており、「妹のみいる長女」も 9 割弱となっている。その一方で、「兄や弟のいる長女」では兄弟の方が多くを受け取っているケースが多かった。

図表 9 多くの遺産を相続できた人

《一次相続で遺産を最も多く受け取った人》



《二次相続で遺産を最も多く受け取った人》



#### (4) 相続経験の有無で見た遺産分割をスムーズに行うための対策

「要介護だった父母からの相続・遺産分割がスムーズに進んだか否か」を介護期間別に見てみると、「スムーズだった」との回答が多数を占めている。しかし、父の介護期間が長引くにつれて揉める割合は高くなる傾向があり、「10年以上」介護をしたケースの実に17.1%が何らかの揉め事があったことが分かった（図表10）。

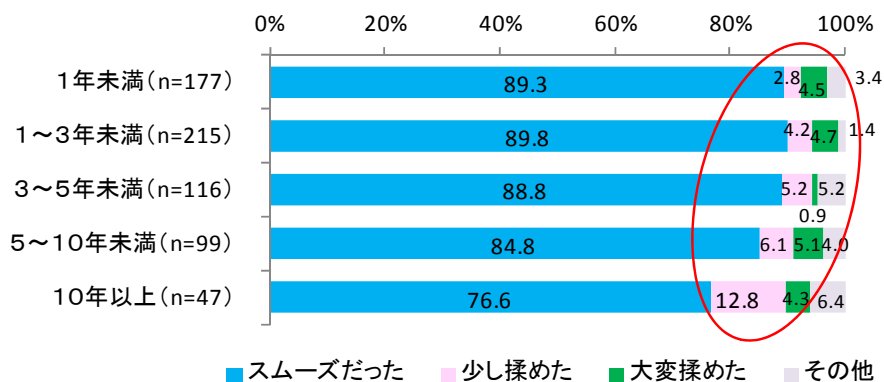
しかし、母に関しては、介護期間の増加に伴い揉め事が増加している傾向は見られず、介護期間が長期化した場合の方が若干ながら揉め事が少なかった様子うかがわれる。

父の介護期間の長期化により、介護負担・介護費用の相続への反映、介護期間中の財産処分、相続人の高齢化あるいは代襲相続人の発生などにより相続協議が紛糾することも想定されるが、二次相続の母の場合に介護期間の長期化が揉め事の増加に繋がっていないことの説明にはならず、今後の検討課題と受け止めたい。

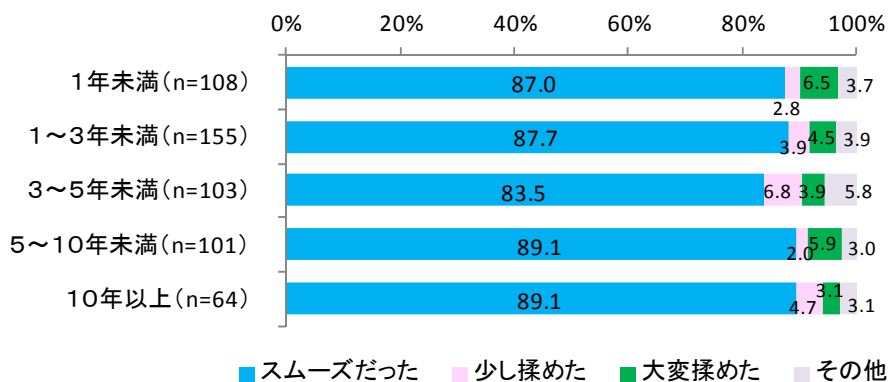
ただし、図表8でも示したように、父の場合は、居宅での介護が中心であったのに対し、母の場合は施設での介護の割合が高かったことが確認されている。家族介護を中心とした父の介護は、長引けば家族の負担は増え、死亡後には分割の困難な不動産が相続の中心となる。父に比べて施設介護の割合が高くなる母の場合は、家族による介護のあり方も変化し、また死亡後は分割が容易な金融資産が相続財産の中心となることも、本データを比較検討する際の要素と考えられる。

図表10 父母からの相続がスムーズに進んだか（介護期間別）

##### 《父からの相続》



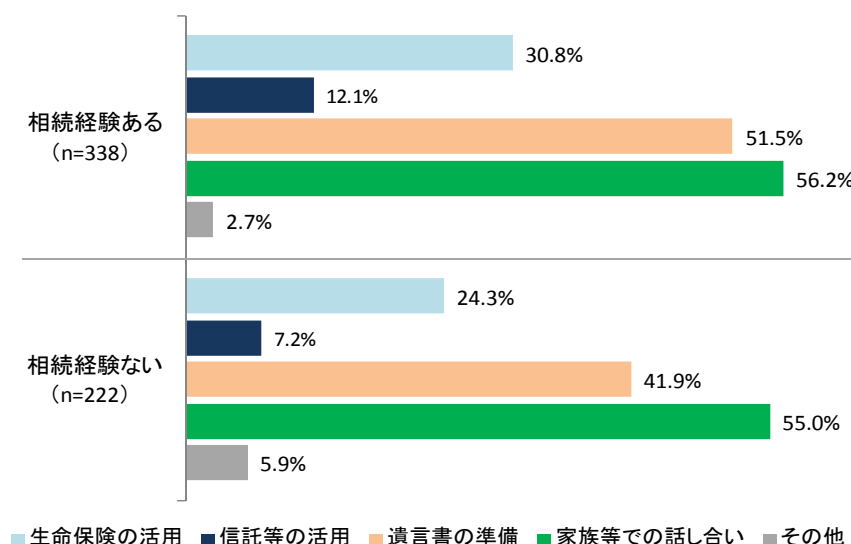
##### 《母からの相続》





また、遺産分割をスムーズに行うための対策について実行していることを「相続経験ある」、「相続経験なし」別に見てみると、「家族等での話し合い」、「遺言書の準備」、「生命保険の活用」、「信託等の活用」の順となっており、相続経験がある人の方が相続対策を実施している割合が多い（図表 11）。

図表 11 相続経験の有無で見た遺産分割をスムーズに行うために実行していること



## Ⅱ 相続法制改正へ向けて

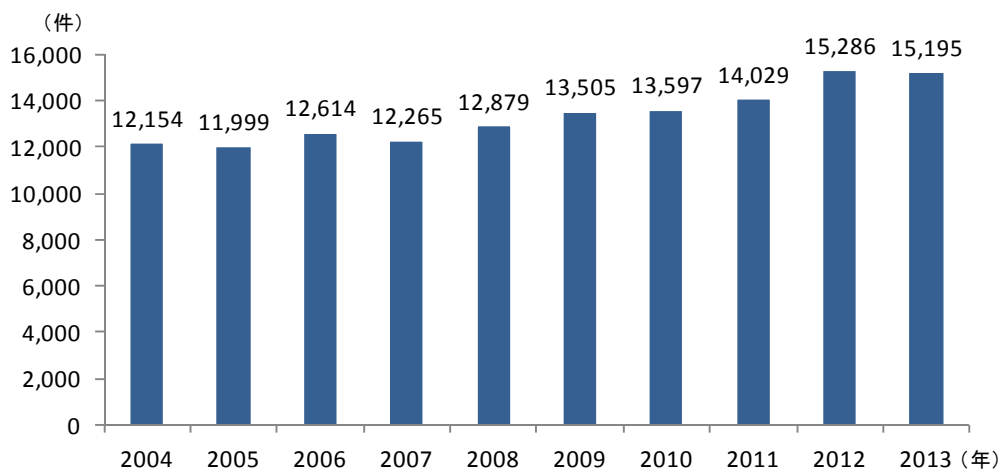
### 1. 相続問題の実情と課題

#### (1) 遺産分割事件の現状

当アンケート調査からは、介護の期間や状況によっては揉めるケースが相当数あることが確認された。介護に限らず、相続で争いとなるケースはどのように推移しているだろうか。司法統計によると、2013年に全国の家庭裁判所での遺産分割事件の新受件数は約1万5千件。10年程度で約3千件増えている（図表 12）。

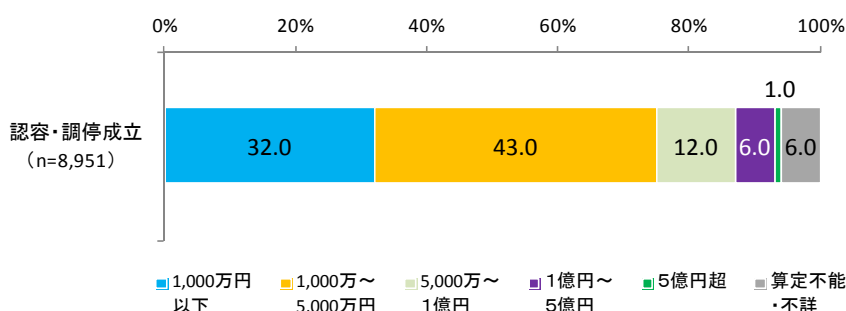
このうち、認容・調停成立件数は8,951件であるが、遺産の価額別に見ると「1,000万円以下」で32%（2,894件）と「1,000万円～5,000万円以下」が43%（3,827件）と価額5,000万円以下で全体の75%を占めている（図表 13）。巨額の財産が遺されていなくても相続で揉めることは決して珍しくないのが実情のようだ。高齢化が進み、長期の介護が必要となるケースも増えることが予想され、今後さらに相続を巡るトラブルが増加する可能性がある。

図表 12 遺産分割事件の新受件数の推移 ※件数は調停と審判の合計



出所：裁判所「平成 25 年司法統計年報」

図表 13 認容・調停成立した遺産分割事件における遺産価額と件数割合



出所：図表 12 に同じ

## 2. 相続法制検討ワーキングチームでの議論

2013 年 9 月に最高裁判所において非嫡出子の相続分を嫡出子の 2 分の 1 と定めていた相続法の規定が憲法に違反するとの決定がなされた。これを契機に、法務省は「相続法制検討ワーキングチーム」を設置して、配偶者保護の観点等から、相続法の他の部分についても見直しの必要性がないか、検討することとした。

第 1 回会議は 2014 年 1 月に開催され、1 年後の 2015 年 1 月には「相続法制検討ワーキングチーム報告書」がまとめられた。

この報告書によると主に、「①住み慣れた家にいられる居住権の保障」、「②配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置」、「③寄与分制度の見直し」、「④遺留分制度の見直し」の 4 点について、それぞれ検討が行われた結果が掲載されている。下記の通り、③、④はいずれも介護の寄与分などをより相続に反映させようという趣旨のもので、時代に即した改正案と言える。

#### ◆寄与分制度の見直し

現行の民法でも被相続人の「財産形成または財産維持に特別な寄与をした相続人」には、相続分に寄与分を加算することが規定されていて、「介護」に相当する「療養看護」の文言も盛り込まれている。ただし、実状ではなかなか「介護」の寄与度が考慮されにくく、これが問題視されている。改正案では、配偶者に限らず、被相続人の介護に尽力した相続人に寄与分相応の加算がしっかりと反映されるようにする方針である。

#### ◆遺留分制度の見直し

遺言で遺産分割割合等が被相続人によって指定されていた場合でも、法定相続人に一定割合の相続財産の取得を認めているが（遺留分制度）、改正案ではこの遺留分に関しても、遺言の内容にかかわらず、介護等の財再形成・財産維持への寄与分を反映させるようにする方針となっている。

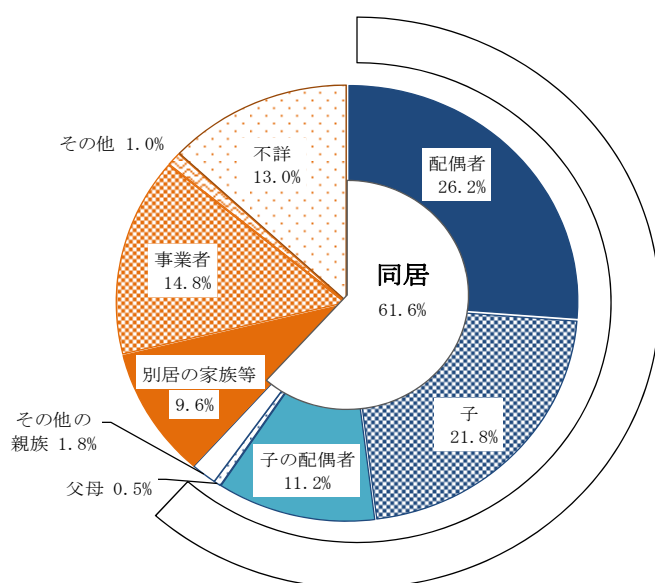
以上の結果を踏まえ、法制審議会は民法（相続分野）の改正を視野に入れて議論に入った。しかし、例えば、高齢の親の介護に義理の息子や嫁が貢献した場合の評価などは検討されていないが、図表7で見た通り、長男（または一人っ子）の嫁への介護依存度は高く、高齢社会における老人介護の実情を踏まえた遺産相続制度の議論が必要と考える。

### 3. 今後の課題

当調査の結果、親を主に介護するのは、その配偶者と子ども達となっているが、女性は男性に比べて自分の両親に加え、義父母の介護をも担っているケースが多いという現状が浮かび上がる。平成25年国民生活基礎調査でも、介護者に占める「子の配偶者」の割合は11.2%と決して少なくない（図表14）。

女性の社会進出やダイバーシティの推進が声高に叫ばれる中、未だに介護者としての役割は女性に集中しているのが現状である。前述したように、現行法では、嫁が義理の親の介護に一番貢献したとしても、法定相続人ではないため、計画的に生前贈与をするか養子縁組でもしない限り、相続の対象とならない。もちろん、遺言書を用いた遺贈といった手法があるが、「配偶者と一親等の血族」以外の人が相続した場合に相続税額が増えてしまう「相続税の2割加算制度」があるため、一般の方で活用する人は少なく、介護の苦勞が金銭評価されていないのが実態である。

図表 14 要介護者等との続柄別に見た主な介護者の構成割合



出所：平成 25 年国民生活基礎調査（厚生労働省）

今回、民法の相続分野について、早ければ 2016 年の通常国会に民法改正案が提出される見通しである。この改正案の議論の中で、遺された高齢の配偶者の介護に一生懸命携わった人が遺産の恩恵を十分に受けられる制度となることに期待したい。

なお、相続調査の詳細については、次回 91 号の上村・萩行論文を参照頂きたい。

#### 【相続と財産に関する調査の概要】

調査対象：全国の 40 歳～69 歳の男女

（株式会社クロス・マーケティングの登録モニター）

調査方法：インターネット調査

調査時期：2015 年 3 月 23 日～25 日

有効回答：4,800 名

（相続経験有：2,400 名、相続経験無：2,400 名）

#### 【参考文献】

- ・法制審議会第 174 回会議資料
- ・裁判所「司法統計年報」
- ・上村協子「相続にみる女性と財産 家計資産の共同性とジェンダー」（平成 16 年 3 月）

---

## 「女性の相続と財産に関する研究会」の内容

当研究所では、東京家政学院大学 上村協子教授を座長に「女性の相続と財産に関する研究会」を発足し、共同研究を進めてきた。

- 2013年11月15日（金）16:00～17:30  
上村教授が、「生活創造時代の消費者教育」について講演を当研究所にて行い、これを発端に、自主的な研究活動を開始。
- 2015年2月20日（金）16:30～17:30  
「相続にみる女性と財産」（上村教授講演、於当研究所）で、本調査にむけた研究活動を開始。
- 2015年2月末  
「相続と財産」をテーマとするアンケート調査を実施することを決定。上村教授と当研究所で、下記の調査を元に調査項目を検討。
  - ・経済政策研究所「世代間移転における家族の役割についての調査研究」（1988年）
  - ・経済政策研究所「相続の実態と影響に関する調査研究」（1989年）
  - ・経済政策研究所「相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査」（1991年）
  - ・上村協子「相続にみる女性と財産 家計資産の共同性とジェンダー」（2004年）
- 2015年3月21日～24日にインターネット調査を実施。
- その後、以下の日程で調査結果の取りまとめに向けての研究会を実施。

第1回	3月31日（火）	9:00～	
		10:30	
第2回	5月7日（木）	13:00～	
		14:30	
第3回	6月18日（木）	13:00～	
		14:30	
第4回	6月26日（金）	9:00～	明治安田生活福祉研究所「相続と財産に関する調
		10:00	査」報告書（2015年6月26日）を提出

※「女性の相続と財産に関する研究会」報告書の介護にかかわる部分を、「相続と介護の状況」として笹木・萩行（当研究所研究員）が本レポートを執筆した。